**ホームページ制作・更新業務委託契約書**

（以下「甲」という。）と有限会社アスーカル（以下「乙」という。）とは、甲が乙に委託するホームページ制作・更新業務に関して、次のとおり契約を締結する。

甲及び乙は、以上の契約に関し、下記のとおり締結するにあたり、本契約書２通を作成、甲乙各記名押印のうえ、各１通を保有する。

年　 月　 日

甲

乙　神奈川県相模原市南区上鶴間本町2-38-21-606　ユ）アスーカル　岡順一

**第１条　業務は作成指示書に基づき制作・修正・更新を行う**

１．甲と乙との打ち合わせを元に制作した「作成指示書」に従い、同指示書とあわせて提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供するHTMLによるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ等と組み合わせて、ウェブを制作・運営する。

２．上記１．により制作された、ウェブの内容を、甲から作成指示書による指示に基づき更新すること

３．上記に付随する一切の業務

**第２条　通知は電子メール**

通知は、電子メール、書面または、適当と判断する通信手段により行うものとする。

**第３条　契約の変更**

１．本契約を変更するときは、乙は甲に対し変更する７日前までに通知するものとする。

**第４条　利用許諾条件について**

１．乙は、甲が本契約に基づき作成されたウェブコンテンツ（以下『成果物』という）について、それをネット上に公開する目的で使用することを許諾する。

２．乙は、甲が成果物を、ネット上に公開またはコンテンツの維持の目的で、改変することを許諾する。

**第５条　ご利用申込後の取消、修正、解約について**

１．本サービスの利用申込後の取消や修正については、乙が申込を受け付け、ウェブコンテンツの作成に着手した後は原則として行えない。

２．本サービスのうち、更新サービスについては、予め定められた契約期間中、途中での解約はできない。また、料金の返金も行わないものとする。

**第６条　制作期間について**

１．ウェブコンテンツの制作期間は、見積もり書に明記した内容にしたがう。

２．やもえない事情において制作期間が変更することがある。その場合は７日前までに通知するものとする。

**第７条　成果物の納品について**

１．乙は、甲に成果物の納品を行う前に、甲はネット上にて成果物の確認をするものとする。成果物確認依頼の案内は、メール等の手段によって通知する。

２．甲は、成果物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知はメール、または文書等により行う。確認依頼通知の受領後７日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により成果物の内容が承認されたものとする。

**第８条　成果物の返品・再作成について**

１．成果物の返品・再作成については、乙の責に帰すもの以外は受付をしない。乙の責に帰するものについては、乙の負担にて再作成を行う。

２．甲の誤入力や誤記に起因する間違えについては、再作成ではなく、新規の申込として受け付け、乙は甲に乙所定の料金をご請求する。

３．画像スキャン、また制作物は、ＰＣ環境により多少の差異が生じる場合があり、その誤差修正は再作成ではなく、新規の申込として受け付け、乙は甲に乙所定の料金をご請求する。

**第９条　利用料金について**

１．本サービスの利用料金額は、別途提出の「見積もり」に定めるとおりとする。

２．甲は、本サービスによる成果物の対価として、乙から送付された請求にもとづき、その利用料金等を別途乙に支払うものとする。

３．甲は、乙に対し、前項の報酬を、乙の書面による請求を受けて、納品日の属する月の翌月末日限り、乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

**第１０条　責任制限について**

乙は、成果物自体または成果物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、乙は購入された商品の代金金額を超えて責任を負わない。

**第１１条　甲の義務について**

甲は、本商品を申込むにあたり、事前に以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、甲が下記に反する行為をする恐れがあると乙が判断した場合、乙は予告なく本契約を解除することができる。

１．乙または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。

２．乙または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。

３．乙または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。

４．公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。

５．法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。

６．その他乙が不適切と判断する行為。

上記１～６項の規定は、乙によるウェブの作成拒否の有無に関わらず甲の行為により発生した結果を免責するものではない。

**第１２条　ご利用情報の保護について**

１．乙は、甲が本商品をお申込、またはご利用いただくことにより得られる情報について、サービスの円滑な運営、甲の管理、利用料金の請求ならびに、本サービスに関する甲会員に対するサービス向上、利用促進を目的とした調査、検討、企画等のためのみに利用するものとし、その他の目的には、一切使用しないものとする。

２．甲の情報については、本サービスの運営や商品作成に必要な場合を除き、第三者に開示しないものとする。ただし、事前に甲の同意が得られた場合は、この限りではないものとする。

**第１３条　期限の利益の喪失について**

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

１．ホームページ制作サービスで提供される各種サービスの利用料等の支払いを累計２ヶ月間滞納し、それらサービスの利用停止処分を受けた日の属する月の翌月末日までに未納分を全額完済しないとき

２．支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき

３．振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき

４．第14条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき

５．甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

**第１４条　条項の無効について**

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

**第１５条 機密保持について**

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

**第１６条　準拠法について**

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

**第１７条 有効期間**
１.本基本契約の有効期間は、本基本契約締結の日から満１ヶ年間とする。ただし期間満了の１ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、本基本契約と同一条件で更に１ヶ年間延長するものとし、以後も同様とする。　　　　　　　　　２.個別契約が本基本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本基本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

**第１８条　協議について**

１．本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。

**第１９条　瑕疵担保責任**

納品・公開から３０日以内に、本制作物に隠れた瑕疵が発見された場合、乙は速やかに甲と協議し、必要な無償修補、対価の減額等を含む合理的措置を取り決めるものとする。但し当該瑕疵の原因が、本制作物に対して乙以外の者による造作・工作がなされたことによる場合にはこの限りではない。